令和８年９月

長門市農業委員会総会議事録

長 門 市 農 業 委 員 会

令和８年９月総会議事録

１　日　　時　　令和８年９月１４日（月）　午前９時３０分

２　場　　所　　長門市役所４階会議室

３　付議事件

議　案

第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について　（３件）
第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について　（２件）
第３号　農用地利用集積等促進計画の策定について　（二段階方式２件）

報告事項

１　土地現況証明報告（非農地証明）　（４件）
２　農地法第 18 条 6 項の規定による通知を受理したもの（合意解約）　（１件）
３　その他
・次回総会　１０月１５日（月）午前９時３０分から　市役所 4 階会議室
・現地調査　９月２９日（火）予定

４　出席委員（１７人：議席順）

2 番　木村　友則	3 番　岡藤　英雄	4 番　西村　正
5 番　林　雅子	6 番　三浦　隆博	7 番　萩原　立己
8 番　中野　晴人	9 番　名和田　栄治	10 番　河野　八千代
12 番　林　一志	13 番　長澄　智史	14 番　西村　志おり
15 番　永尾　敏明	16 番　大汐　光晴	17 番　前田　善生

18 番　末永　恵子（会長職務代理者）
19 番　大田　寛治（会長）

５　欠席委員（２名）

1 番　大内　淳次　　11 番　宇野　政人

６　農業委員会事務局職員

事務局長　　吉岡 雄二
事務局長補佐　　坂倉 幸三

7　会議の概要

議長	令和８年９月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。 （挨拶）
議長	本日の付議事項は、議案３件、報告事項２件でございます。 慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶といたします。 引き続き、８月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。 （会長行事報告）
議長	報告は以上でございます。 それではただ今から令和８年９月の総会を開会いたします。 在任する委員の総数は 19 名です。本日の出席委員数は 17 名、欠席委員は２名でございます。 よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第７条の規程により、本総会は成立をしております。 次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。6 番、三浦隆博委員、７番、萩原立己委員、よろしくお願いいたします。 それでは議案第１号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長補佐	それでは説明いたします。１ページをご覧ください。 議案第１号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について。 農地法第 3 条第１項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和８年９月 14 日提出、長門市農業委員会会長、大田寛治。 番号 1。 土地の所在、大字●●字●●地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況共に田、面積は 1,471 ㎡ 譲受人は、●●県●●市●●▲丁目▲番▲▲号、●●さん。 譲渡人は、●●府●●市●●町▲番▲▲号、●●さん。 権利の種類は、所有権の移転です。 理由としまして、譲受人は、譲渡人の現状を重く受け止め、その申し出に応じることとした。

事務局長補佐	譲渡人は、ここ数年休耕状態にあり、後継者もみあたらず、また市外在住のうえ健康も不安である。これらの事情により譲り渡すことにした。 申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び2ページをご覧ください。●●から南東約0.8kmに位置する農地です。 また3ページには公図を添付しております。 ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。 第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。 第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。 第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。 第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。 第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。 以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	当地区担当は1番大内委員ですが、本日欠席ですので、私が説明いたします。 9月3日に、大内委員、前田推進委員、事務局で現地確認をいたしました。譲渡人は市外に在住の上、健康にも不安があり、管理できない状況で、譲り渡すこととしました。譲受人は県外の方ですが、市内に半年近く在住しておられ、管理が可能で、申し出を受けることとされました。現地は、近くに水高寮や民家があり、管理をしないと苦情が出るということでございます。管理するためには、車の乗り入れもしやすく、近くに水源もあるような状態です。農地は今、草が1メートルくらい立っております。今刈れば何の問題もないと思います。皆様方の審議をよろしくお願いいたします。
議長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、質問、ご意見はございませんか。 （質問・意見なし）

議長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
引き続き、番号2について、事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長補佐

それでは説明いたします。
番号2。
土地の所在、大字●●字●●地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況共に畑、面積は146㎡。
譲受人は、●●▲▲番地▲▲、●●さん。
譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。
権利の種類は、所有権の移転です。
理由としまして、譲受人は、以前から畑作をしてみたいと考えていたところ、譲渡人から申出があったので、これに応じることとした。譲渡人は、高齢のため耕作が困難となり、農業後継者もいないことから譲受人に譲り渡すこととした。
申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び4ページをご覧ください。●●から南約0.4kmに位置する農地です。
また5ページには公図を添付しております。
ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。
第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。
第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。
第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。
第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

事務局長補佐	以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	引き続いて、当地区担当 13 番、長澄委員、補足説明をお願いいたします。
13 番	13 番の長澄です。9 月 3 日、推進委員の前田さん、事務局と私で現地調査を行いました。申請地は、譲受人の●●さんの自宅のすぐ側に位置します。譲渡人の●●さんは、耕作が困難となっており、管理が難しい状況にあります。譲受人のである●●さんの自家菜園として管理をするには適切な広さであると考えられます。よって、この度の申請は妥当だと思います。皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。
議長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、質問、ご意見はございませんか。 （質問・意見なし）
議長	質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。 本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 （挙手多数）
議長	挙手多数であります。 よって、本件は、許可することに決定をいたしました。 引き続き、番号 3 について審議をするところですが、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとされております。 本案件について、議席番号▲番、●●委員が該当しておりますので、一時退室いただきますよう、よろしくお願いいたします。 （●●委員退出）
議長	それでは、事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長補佐

それでは説明いたします。2ページをご覧ください。

番号3。

土地の所在、大字●●字●●地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況共に田、面積は2,048㎡。

譲受人は●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、現在借用中の牛舎を今後も使用したいので、譲渡人の申し出を受けることとした。譲渡人は、当該水田に隣接する牛舎等とまとめて売り渡したいと譲受人に申し出た。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び6ページをご覧ください。●●から南南西約1.4kmに位置する農地です。

また7ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、引き続き法人が耕作するものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

引き続いて、補足説明をお願いするところですが、当地区担当▲番、●●委員は現在退室されておりますので、私から補足説明をいたします。

9月3日、●●委員、野中推進委員、事務局、それと私で現地調査を行いました。申請の農地は昨年まで、農事組合法人●●が水稲を栽培されておりました。今年から牧草を植えるということで、田んぼには堆肥がまかれ、すぐにでも耕すことができるような状態でございます。何ら問題はないと思われますので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長	事務局、私の説明は以上でございます。 本件について、質問、ご意見はございませんか。 （質問・意見なし）
議長	質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。 本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 （挙手多数）
議長	挙手多数であります。 よって、本件は、許可することに決定をいたしました。 それでは、●●委員に入室をしていただきます。 （●●委員入室）
議長	続きまして、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局長補佐	それでは説明いたします。3ページをご覧ください。 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和8年9月14日提出、長門市農業委員会会長、大田寛治。 番号１。 土地の所在、大字●●字●●地番▲▲番▲。地目につきましては登記簿、現況ともに田、面積は1,498㎡。外1筆。全体面積3,171㎡。 借受人は、●●▲▲番地、特定非営利活動法人●●理事長、●●さん。 貸付人は　●●市●区●●▲丁目▲▲番地●●▲▲、●●さん。 権利の種類は、使用貸借による権利の設定です。 転用の目的はドッグランです。理由としまして、借受人は、申請地は耕作放棄地であり、農地を再生し新たな活用策として、ドッグランを開設することとした。貸付人は、●●に居住しているため管理等もできず、荒廃するばかりであるので、借受人の申し出に応じた。 申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び8ページをご覧ください。●●から東北東約0.4kmに位置する農地です。 また、9ページには公図、10ページには土地利用計画図等を添付しております。

事務局長補佐

ここで農地の立地基準についてですが、「農地法審査基準」7ページをご覧ください。下段、(3)、申請地は、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当していない、第2種農地となります。申請に係る農地等に代えてその周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められるため、農地法第5条第2項第2号が適用され、許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、『農地法審査基準』11ページから12ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

（1）農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後直ちに完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に（2）被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下しつつ地下浸透し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

最後に（3）農業上の効率的かつ総合的な利用の確保ですが、申請地は地域計画の区域にも指定されておらず、今回の転用により地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれはないと考えます。

以上のことから、本案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、本件は無断転用案件であり、令和5年11月頃、許可を得ることなく転用を行ったもので、農地法について不確知であったこと、今後農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

引き続いて、当地区担当は、私、19番、大田でございますので、補足説明をいたします。

申請地は、十数年前から耕作放棄地であった農地を、令和5年に●●が草刈り等をして農地として再生し、ドックランとしたものでございます。当農地は、相続人が多数おられるため、相続関係書類の準備に時間がかかって、今回の申請に至ったものでございます。周辺にはハーブ等が植えてあり、観光客の休憩場所となっており、何ら問題はないと思われますので、皆様方のご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長　事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、ご質問、ご意見はございませんか。

（質問・意見なし）

議長　ご質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

議長　挙手多数であります。
よって、本件は山口県農業会議に意見を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。
続きまして番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長補佐　それでは説明いたします。
番号2。
土地の所在、大字●●字●●地番▲▲番▲。地目につきましては登記簿が田、現況は宅地、面積は152㎡。
譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。
譲渡人は、●●市●区●●▲丁目▲▲番▲－▲▲号、●●さん。
権利の種類は、所有権の移転です。
転用の目的は農家用住宅敷地拡張、駐車場及び通路です。理由としまして、譲受人は、隣接する住宅の駐車場及び通路となっているため、一括して購入したい。譲渡人は、母が存命の間に施工したもので、自身も遠方に住んでいるので一括して売却したい。
申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び11ページをご覧ください。●●から東約0.9㎞に位置する農地です。
また、12ページには公図、13ページには土地利用計画図等を添付しております。
ここで農地の立地基準についてですが、「農地法審査基準」4ページをご覧ください。中段、(1)、申請地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地です。原則として転用は許可できませんが、ここで農地法審査基準5ページをご覧ください。本案件は、(5)オの、既存施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものであり、農地法施行規則第35条第5号が適用され、許可可能であると考えます。

事務局長補佐	次に、一般基準ですが、『農地法審査基準』11 ページから 12 ページをご覧ください。 なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。 （１）農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から直ちに完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。 次に（２）被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により道路側溝及び農業用排水路に排出し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。 最後に（３）農業上の効率的かつ総合的な利用の確保ですが、申請地は地域計画の区域にも指定されておらず、今回の転用により地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれはないと考えます。 以上のことから、本案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、本件は無断転用案件であり、平成 27 年頃、譲渡人の母親が許可を得ることなく転用を行ったもので、農地法について不確知であったこと、今後農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。 以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	引き続いて、当地区担当、2 番、木村委員、補足説明をお願いいたします。
2 番	2 番、木村です。 今月 3 日、大田会長、事務局の方々と現地を確認しました。皆さんも見ての通り、道路は接面して、家に隣接した農地でございます。今現在ではどうしようもない、灯籠も立っている場所であり、本当はいけないことですけど、さきほど事務局が言われた通り、転用の許可以内ということですので、問題ないと思いますので、皆様の慎重審議よろしくお願いします。
議長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、ご質問、ご意見はございませんか。 （質問・意見なし）

議長	ご質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。 本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 （挙手多数）
議長	挙手多数であります。 よって、本件は山口県農業会議に意見を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局長補佐	それでは説明いたします。4 ページをご覧ください。 議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画の策定について。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を策定することについて、意見決定を求める。 令和 8 年 9 月 14 日提出、長門市農業委員会会長　大田寛治。 令和 8 年 9 月 30 日の公告となります。 二段階方式による利用権設定です。 賃貸借が油谷地区 2 件 3 筆、4,996 ㎡となります。 詳細につきましては 5 ページから 6 ページをご覧ください。 中間管理事業法第 18 条第 5 項に定めてあります、計画の内容が基本方針等に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事すること等の計画要件を満たしていると考えます。 以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等、また、議案全体について質問、ご意見等ございましたら、挙手の上発言をお願いします。 （補足説明・意見・質問なし）
議長	質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。 本件に同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 （挙手多数）

議長　　挙手多数であります。
　よって、本件は、同意することに決定をいたしました。
　議事については以上となります。
　引き続きまして、報告事項１について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長　　それでは説明いたします。7 ページをご覧ください。
　報告事項 1、土地現況証明報告です。
　番号 1。
　土地の所在、大字●●字●●地番▲▲番、登記地目は畑、面積は 1,592 ㎡。
　申請者は、●●市●●区●●▲丁目▲番▲▲－▲▲号、●●さんです。
　令和 8 年 9 月 3 日に、会長、松本推進委員、事務局とで現地を確認しました。現地は原野化しており、農地として再生利用が困難な状況であったことから、同日付けで非農地として証明しております。外 3 件の現況証明をしております。報告事項１については以上でございます。

議長　　ただ今、事務局より報告事項 1 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

（質問・意見なし）

議長　　続きまして、報告事項 2 の説明をお願いします。

事務局長　　それでは説明いたします。8 ページをご覧ください。
　報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの。
　従前の利用権設定に係る合意解約です。
　番号 1。
　通知者ですが、貸付人は、●●▲▲番地●●さん。
　借受人は、●●▲▲番地、農事組合法人●●。
　土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田、面積は 470 ㎡。
　令和 8 年 10 月 29 日に合意解約予定です。
　報告事項 2 については以上でございます。

議長　　ただ今、事務局より報告事項 2 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

（質問・意見なし）

議長	報告事項は以上となります。 続きまして、事務連絡等がありましたらお願いします。
事務局長補佐	それでは、事務連絡をいたします。 次回の農業委員会定例総会ですが、10 月 15 日（木）9 時 30 分から長門市役所本庁 4 階会議室で開催いたします。なお、現地調査につきましては 9 月 29 日（火）を予定しております。該当する委員の皆様には、後日事務局から集合時間等連絡しますので、ご立会をよろしくお願いいたします。 事務連絡については以上となります。
議長	最後に私から一点。 現在、農地利用最適化推進委員の欠員募集をしておりますが、応募者に対しての候補者選考委員会を開催することになります。 これにあたり、「農地利用最適化推進委員の候補者選考委員会設置規程」第 3 条により選考委員会を会長、職務代理者、委員４名以内、事務局長で組織するようになっています。委員 4 名の選任についていかがいたしましょうか？ （質問・意見なし）
議長	特にご意見等ないようですので、会長、職務代理者、事務局に一任させてもらってよろしいでしょうか？ （質問・意見なし）
議長	それでは、この総会終了後、職務代理者、事務局と私で委員の選考を行うことといたします。10 月総会終了後に選考委員会を開催しますので、選考委員に選任された委員の方はご出席のほど、よろしくお願いいたします。 それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。 ご苦労様でした。
	終了時間　　午前 10 時 6 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和８年９月１４日

長門市農業委員会会長　　大　　田　　寛　　治

議事録署名委員　　萩　　原　　立　　己

議事録署名委員　　三　　浦　　隆　　博